

平成25年10月25日
株式会社KADOKAWA
代表取締役社長 佐藤辰男

「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ」への意見

当社は、電子書籍に対応した著作権が、紙媒体での出版と電子出版とを一体化した権利として制度設計されることを強く要望します。

紙媒体での出版事業は単に出版社や出版業界だけの事業ではなく、製紙業、印刷業、流通業、小売業等、様々な業態が参加して、出版産業として形成されてまいりました。その産業規模を就業者数で見ると、例えば出版業界6万9863人、紙・パルプ業界22万6718人、印刷業界39万9367人、出版取次業界1万8284人、書店業界8万7216人、図書館5933人と、これだけでも約80万人に上ります（「平成24年経済センサスー活動調査 事業所に関する集計ー産業横断的集計（事業所数、従業者数）」による）。

紙媒体での出版があるからこそ、紙が必要であり、印刷することが必要であり、出来上がった本を運搬するための流通が必要であり、本を読者に届けるための小売が必要です。これらが機能しているからこそ、誰もが、書店に行けば同じ価格で本を買うことができ、図書館に行けば無料で本を読むことができます。これは日本の出版産業だけでなく、同時に、創作活動の現場を含めた日本の教育や文化の発展を支えてきたシステムでもあります。

そして、電子出版は、出版産業の一部として、このような紙媒体での出版を基盤として、これに依拠するかたちで成り立っているものです。ひとつの作品が書籍と電子書籍とで同じタイトルを付して提供され、同じ著作者の同じタイトルの書籍と電子書籍とが全く同内容のコンテンツとして読者に提供されているのは、そのような前提があるからです。

さて、電子書籍に対応した著作権として、電子出版のみを対象とする著作権が従来の著作権とは別個の権利として創設された場合に、製作コストや在庫リスクが高く価格競争力の弱い紙媒体での出版をあえて行おうとする事業者がどれほどいるのでしょうか。経済合理性だけで考えれば、そのような事業者が減少の一途をたどることは明白です。紙媒体での出版を行う者が減っていくことにより、紙、印刷、流通、小売を含めた日本の出版産業全体が衰退していき、読者は出版物に触れ合う機会を奪われ、作家はその創作活動を支える経済的基盤を失い、そして日本の教育や文化の発展の礎が失われていくことにな

るでしょう。今回、著作権法の改正が検討されるにあたり、産業、教育、文化を衰退させる恐れのある制度設計を選択するというのは、これらを保護すべき立場にある国の政策判断として許容されるべきことではないのは明らかであり、出版産業の中核としての自負を持つ当社としても反対の意を表明せざるを得ません。

電子出版の発展によりもたらされるものも多くあると思われませんが、それが紙媒体での出版の犠牲の上になされるものであるとすれば、紙媒体での出版が伝統的に有する質の高いコンテンツを生み出す力は次第に損なわれ、結果として、より多くのものを失うこととなります。作家を育てる文化は失われ、日本が世界に誇る質の高い文化を維持することは困難になるでしょう。そして、電子出版は、その発展の前提を失うこととなります。

出版者への権利の付与をめぐる今回の一連の議論は、我が国の成熟した出版文化を背景として、電子書籍の流通と利用の促進を目的とするものであると認識しております。意図せず電子書籍を含む出版産業全体の縮小へ向かうことのないよう、大局的な見地からの政策的な対応を希求する次第です。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 KADOKAWA IR 広報部 TEL03-3238-8412
オフィシャルサイト <http://www.kadokawa.co.jp/>